

計画の推進体制

1 計画の推進組織

本計画を実行性のあるものとして展開するため、毎年継続的に計画の進捗状況を管理することが極めて重要となります。本市の中小企業振興施策を調査審議するため、防府市中小企業振興会議を設置し、意見を聴きながら、計画の推進と検証を行っていきます。

2 公表

条例第14条の規定により、中小企業の振興に関する施策の実施状況を毎年度議会に報告し、また市民に公表します。この報告への意見や第6次防府市総合計画の成果指標を参考に、施策の効果を検証し、施策の見直しを図る仕組みを構築し、実践することとします。